

**雲南軽トラック市出店参加促進による雲南市内商店街活性化事業特区**  
**【うなんまめなカー市】（申請者：雲南市商工会）**

## 1. 申請内容

### (1) 事業内容

雲南市内（木次町、三刀屋町）の商店街を歩行者天国にし、軽トラックの荷台を露店とする朝市を開催し、同時に雲南市観光案内所などの関連ブースを出店する。

### (2) 特区の範囲

- ・「県道吉田三刀屋線」雲南市三刀屋町三刀屋112-2地先から332地先まで
- ・「市道八日市本通り線」雲南市木次町木次367地先から255地先まで

### (3) 目指す地域活性化

高齢者や若者の人口流出が進み地域の商店街の衰退が急速に進んでいる中、商工業者が中心となった地域づくりをきっかけに、市民の地域意識の醸成や、住みよい魅力ある地域をつくる。

### (4) 求める措置の内容

#### ① 許可申請窓口の一本化

道路占用許可申請と道路使用許可申請を雲南警察署に一括して提出することを可能とする。

（関係法令等：道路交通法、道路法）

#### ② 許可単位の緩和

道路占用許可申請と道路使用許可申請の手続きについて、事業の主催者である雲南市商工会による包括1件申請が行えるようにすること。

（関係法令等：道路交通法、道路法、島根県道路管理規則）

#### ③ 手数料の免除

道路使用許可申請にかかる手数料の免除。

（関係法令等：警察に関する手数料条例）

## 2. 対応方針

この事業は、事業計画書に基づく雲南市商工会の一体的な事業であることや、出店者からの参加費をエコ活動推進事業等に充当すること、雲南市観光案内所等の公益的な関連ブースの出店等により事業に公益性が認められることから、県と雲南市が共同して、規制を緩和する。

### (1) 許可申請窓口の一本化

道路占用許可申請と道路使用許可申請を雲南警察署に一括して提出することを可能とする。（現行で対応可能）

### (2) 許可単位の緩和

#### ① 道路占用許可

出店者ごとの申請 → 主催者による包括一件申請（現行で対応可能）

#### ② 道路使用許可

出店者ごとの申請 → 主催者による包括一件申請（規制緩和）

### (3) 道路使用許可申請手数料の免除

申請者ごとに手数料納付 → 手数料免除（規制緩和）

## 《 詳細 》

### (1) 許可申請窓口の一本化（現行で対応可能）

（現行）道路占用許可と道路使用許可の権限は道路管理者と警察署長がそれぞれで有しており、内容審査及び許可行為はそれぞれで行うが、申請書をいずれか一方に提出されれば、他の許可権者へ速やかに送付することとしている。この取扱いについては、引き続き周知を図ることとする。  
なお、申請内容等に不備があればそれぞれ申請者に説明を求めることは、従前のとおり。

### (2) 許可単位の緩和

#### ①道路占用許可単位【出店者毎の申請 → 主催者による一括申請（現行で対応可能）】

（現行）道路に物件等と設け、道路を継続して使用しようとするとき、これらは道路本来の一般交通目的でなく、特別な使用方法であるから、この場合は道路管理者から道路占用許可を受けることが必要である。

ただし、地域活性化のための路上イベントに伴う占用は、実施主体による一括申請が可能である。

#### ②道路使用許可単位【出店者毎の申請 → 主催者による包括1件申請（規制緩和）】

（現行）露店等の許可単位（申請単位）は、原則として、道路を使用する一つの行為について1件の許可として取り扱っている。

（対応）対象事業については、雲南市商工会から、出店者の募集・決定から実際の出店管理までを商工会の一体的な事業とする事業計画書が提出されており、この計画書に基づき主催者である商工会による管理・運営の徹底が図られることから、商工会の包括1件申請を認める。

### (3) 道路使用許可申請手数料の免除

#### 道路使用許可申請手数料の納付【申請者毎に手数料納付 → 手数料免除（規制緩和）】

（現行）祭礼、縁日等で露店等を出店するときは、1件につき2200円の道路使用許可の手数料を徴収している。

（対応）事業計画書によると、エコ活動推進事業や地域住民や学校等イベント等が計画されており、これらの活動に出店者からの参加費が一部充当される予定である。

また、雲南市観光案内所の設置、児童・生徒の職業体験プログラムの実施等の公益的な関連ブースの出店があること、雲南市も雲南市商工会のこの取組みは公益性の高い事業と考えており、必要な協力をしていく意向である。

これらのことから、対象事業は公益性が高い事業と認められるので、手数料条例の減免規定を適用する。

#### （参考）道路占用許可申請手数料の納付（現行で対応可能）

恒例による祭典、縁日、売出し等で臨時に道路を占用する露店等の施設であって、その占用期間が連続して10日以内の場合は、既に100%免除している。